

会 議 概 要

審議会等の名称	令和6年度 第2回湖西市国民健康保険運営協議会
担当部課名	市民安全部 保険年金課
会 議 の 開 催 日 時	令和6年11月21日（木） 13時30分から14時45分
会 議 の 開 催 場 所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	湖西市国民健康保険運営協議会委員10名、事務局5名
傍聴者	6名
議題	【協議事項】 ①第3期湖西市国民健康保険 保健事業実施計画の修正について ②湖西市国民健康保険税の税率改定について
配布資料等	資料1 第3期湖西市国民健康保険 保健事業実施計画 第4期湖西市国民健康保険 特定健康診査等実施計画 修正案 資料2 第3期湖西市国民健康保険 保健事業実施計画新旧対照表 資料3 湖西市国民健康保険税の現状と税率改定について その他資料1 運営協議会委員名簿・席次表

発言者	概要
【事前質問】	委員の事前質問について事務局からの回答は以下のとおり。
委 員	「事業費納付金の状況」について。令和7年度から令和11年度までの県が試算した納付金額の推移において、こちらの試算は被保険者数の変化は加味されていない。令和7年度から令和11年度において、被保険者数が減少した場合、あるいは増加した場合、被保険者の負担額はどのように変わるか。
事務局	令和7年度以降、2回もしくは3回の間見直しで、決算額と納付金増額分の見通しを立て、修正が必要であれば対応していく。
委 員	今期、静岡県国民健康保険運営方針の策定期間である令和11年度までの税率改定で、3方式から2方式に変えるのは何年度までに行う必要があるのか。
事務局	県運営方針において、賦課方式は医療分支援分は3方式、介護分は2方式に統一することを目標としているため、運営方針が変更されない限りは現状維持となる。
委 員	医療費水準を反映しない納付金算定方法へ移行することにより、納付金が増え、保険料も上がることだが、保険料の増加分は湖西市の医

	療水準を向上する施策に充ててほしい。
事務局	保険税の増額分は、県への納付金に充てる必要があるため、新たな施策へ充てることは困難である。補助金等を活用しながら、可能な限り効果的な施策を選び、今後も実践していく。
【協議事項①】	事務局により資料に基づき説明。 委員からの主な質疑、意見及び事務局からの回答は以下のとおり。
委 員	HbA1c 8.0%以上の者の割合が 1.2%以下とある。健診受診率が 50%を下回る少ない人数の結果で設定してよいのか。 また、後期高齢者健診の検査項目に HbA1c が入っていないため、市全体で考えたときにその後を追うことも難しいと思うがいかがか。
事務局	1.2%は計画策定時（令和 5 年度）における直近（令和 4 年度）の集計値である。より多くの受診者の結果から分析・評価できるよう、医療で受けた特定健康診査と同等の検査結果を受領し、特定健康診査を受けたとみなす制度、いわゆるみなし検診の拡充を進めている。 また、後期高齢者健診へ HbA1c の検査項目を追加できるよう、検討中である。
委 員	了承。国民健康保険のみでなく、後期高齢者医療や社会保険を含め全体的な数値が把握できるようになるとよい。
会 長	では、協議事項①について採決をとる。この内容に賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員により、実施計画の第 5 章に評価指標を追加する。
【協議事項②】	事務局により資料に基づき説明。 委員からの主な質疑、意見及び事務局からの回答は以下のとおり。
委 員	8 ページの「一人あたりの税額」について。過去の改定時と今回の改正における上昇率はどのようになっているか。
事務局	前回の改正（令和 2 年度）は資産割廃止による財源不足を補う税率変更のため、改定前後の一人あたりの税額はほぼ同額となっている。今回の改定は、納付金増額に伴う赤字分を補填する改定となっており、補填分を 5 年間で 2 回ないし 3 回に均等に分けた改定案を提示させていただいている。
委 員	税金は上がるが、医療のレベルは上がらない、というのは矛盾している。税金増額分を医療機関の充実に充てることはできないのか。
事務局	県が完全統一を進めていく中で、県全体の医療費を県内市町で賄っていくことになっているため、増額分を当市のみ医療機関の充実に充てることはできない。 保健事業は、今後もより良いものを積極的に取り入れたい。また、医

	療費適正化インセンティブについては、今後も継続して要望していく。
委 員	12 ページの実質収支について。B③案は令和 11 年度以降も 200 万円程度の赤字が予測されているが、この程度の額なら許容範囲という理解でよいのか。
事務局	なんとか吸収できる範囲であると考え。今後、中間見直し時に赤字幅が広がるようなら、税率の引き上げについて検討していくことになる。
委 員	黒字転換した場合は、税率を下げるということもあり得るのか。
事務局	状況により下げることあり得る。
委 員	県内完全統一を目指していくなかで下げることは可能なのか。
事務局	統一するまでは、市町に裁量があるため下げることは可能となる。しかし、完全統一された際に、再度上がるということになりかねないため、改定には慎重な判断が必要となる。
会 長	では改定案の方向性について、どの案が適当であるか、皆様のご意見を確認し、答申案に反映させるため、多数決を採りたい。よろしいか。
委 員	(異議なし)
会 長	第 1 回、第 2 回協議会の審議で、所得割のみの引き上げではなく、所得割と均等割、両方引き上げる改定案の方が、公平性が高く改定案に適しているのではないか、という意見をいただいている。 次に、複数回に分けた段階的引き上げについては、2 回よりも 3 回に分けた改正案の方が、黒字への回復は若干遅れてしまうものの、被保険者の負担が軽減されるため、3 回に分ける改定案を採択した方がいいのではないか、という意見をいただいた。 以上から、B②案、もしくは本日事務局が提示した B③案のどちらかになると思われる。この見解についてなにか意見はあるか。
委 員	被保険者の負担を考慮すると、やはり B③案でお願いしたい。
会 長	では、B②案か B③案かどちらかを選んでいただき、多数決で決定したい。
委 員	(異議なし)
会 長	「B②案」に賛成の方は、挙手をお願いします。 挙手 0 名。 「B③案」に賛成の方は、挙手をお願いします。 挙手全員により、B③案に決定し、答申案に反映させる。 答申書案は事務局と調整のうえ、作成する。